

議案第45号

さいたま市医療法施行条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市医療法施行条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市医療法施行条例等の一部を改正する条例

(さいたま市医療法施行条例の一部改正)

第1条 さいたま市医療法施行条例（平成24年さいたま市条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(病院の施設の基準) 第4条 法第21条第1項第12号の規定により病院（第2号にあつては、療養病床を有する病院に限る。）が有しなければならない施設は、次に掲げるとおりとする。 (1) 消毒施設及び洗濯施設（ <u>法第15条の3第2項</u> の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る <u>設備</u> を除く。） (2) [略] 2 [略]	(病院の施設の基準) 第4条 法第21条第1項第12号の規定により病院（第2号にあつては、療養病床を有する病院に限る。）が有しなければならない施設は、次に掲げるとおりとする。 (1) 消毒施設及び洗濯施設（ <u>法第15条の2</u> の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る <u>施設</u> を除く。） (2) [略] 2 [略]

(さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市医療法施行条例の一部を改正する条例（平成28年さいたま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>(療養病床を有する病院の従業者の基準に関する経過措置)</p> <p>3 療養病床を有する病院であって、平成24年4月1日において現に、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設（以下この項及び次項において「介護療養型医療施設」という。）又は看護師及び准看護師並びに看護補助者（以下この項において「看護師等」という。）の員数が改正後の条例第3条第1項第2号及び第3号に掲げる数に満たない病院（以下この項において「特定病院」という。）であるものの開設者が、平成24年6月30日までの間に、介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合における医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項第1号の規定により当該病院が有しなければならない看護師等の員数は、この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間は、改正後の条例第3条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>4 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び介護療養型医療施設であることを市長に届け出た場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。</u></p> <p><u>5 [略]</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>(療養病床を有する病院の従業者の基準に関する経過措置)</p> <p>3 療養病床を有する病院であって、平成24年4月1日において現に、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設（以下この項において「介護療養型医療施設」という。）又は看護師及び准看護師並びに看護補助者（以下この項において「看護師等」という。）の員数が改正後の条例第3条第1項第2号及び第3号に掲げる数に満たない病院（以下この項において「特定病院」という。）であるものの開設者が、平成24年6月30日までの間に、介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合における医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項第1号の規定により当該病院が有しなければならない看護師等の員数は、この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間は、改正後の条例第3条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>4 [略]</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。